

新発田市業態転換補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大による社会経済の変容に対応するため、市内事業者が業態転換や新事業立ち上げを行うのに必要となる経費に対して、予算の範囲内で新発田市業態転換補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、新発田市補助金交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、新発田市内に主たる事業所を有する法人（複数の事業者で組織する組合、NPO法人等を含む。）及び個人事業主であって、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるものでないこと。

(2) 暴力団及び暴力団員が事業者の経営に関与していないこと。

(3) 公序良俗に反する事業及び公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条第5項及び同条第13項第2号により定める事業等）に該当しないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新たな商品・サービスの開発や新たな販売・提供方法への転換等、新型コロナ

ウイルス感染症による社会経済活動の変化に対応するための事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別記に定める補助対象経費(消費税を除く。)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額(以下「補助対象額」という。)に2分の1を乗じて得た額とし、上限を50万円とし、下限を5万円とする。

2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の着手前に新発田市業態転換補助金交付申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(別記様式第2号)

(2) 補助対象経費内訳書(別記様式第3号)

2 同一事業者からの交付申請は1回に限るものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、速やかに新発田市業態転換補助金交付決定通知書(別記様式第4号)又は新発田市業態転換補助金不交付決定通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(交付変更申請)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)がやむを得ない事情により補助対象事業の内容を変更しようとするときは、新発田市業態転換補助金交付(変更)申請書(別記様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

ただし、補助対象経費の 20 パーセント以内の変更で、かつ、補助金額の変更を伴わない場合及び別記に掲げる補助対象経費の経費区分欄に掲げる各経費相互間のいずれか低い額の 20 パーセントを超えない経費の配分変更についてはこの限りではない。

(1) 事業計画書(変更) (別記様式第 7 号)

(2) 補助対象経費内訳書(変更) (別記様式第 8 号)

2 市長は、前項に規定する申請により補助対象額が増額となる場合であっても交付決定額を増額しないものとする。ただし、補助対象額が減額となり、交付決定額を減額すべきときは、減額するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第 9 条 交付決定者が、やむを得ない事情により補助対象事業を中止又は廃止するときは、新発田市業態転換補助金申請(中止/廃止)届出書(別記様式第 9 号)により速やかに届け出るものとする。

(完了実績報告及び請求)

第 10 条 交付決定者は、令和 5 年 2 月 10 日までに補助事業を完了(当該補助事業に係る補助対象経費全額の支払完了をもって補助事業の完了とし、前条の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)させ、完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日)から起算して 30 日以内に、新発田市業態転換補助金事業完了実績報告書兼請求書(別記様式第 10 号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(実績) (別記様式第 11 号)

(2) 補助対象経費内訳書(実績) (別記様式第 12 号)

(補助金額の確定)

第 11 条 市長は前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、新発田市業態転換補助金確定通知書(別記様式第 13 号)

により、交付決定者に通知するものとする。

(現地調査)

第12条 市長は、提出された完了実績報告のとおり補助対象事業が実行されていることを確認するため、店舗等にて現地調査を行うことができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年5月19日から施行し、令和4年5月19日から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別記 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる条件を満たす下表の経費とする。

- (1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であること。
- (2) 申請後に着手する事業（経費）であること。ただし、新潟県の「新型コロナウイルス対応新事業チャレンジ支援事業補助金」（以下、「県補助」という。）の付け足し補助を受ける場合は、県の決定を受けた事業（経費）であれば申請前に着手した事業（経費）でも対象とする。
- (3) 事業実施期間内に支払が完了する経費であること。
- (4) 証拠資料等（見積書、納品書、請求書、領収書、成果物）によって支払金額が確認できる経費であること。
- (5) 県補助の交付を受ける事業者の場合（県補助の付け足し補助）
 - ① 県の決定を受けた事業の自己負担分（総事業費から県補助額を引いた分）
 - ② 上記①の事業にかかる下表に掲げる市独自対象経費

※補助限度額は、①②の合計で 50 万円

県対象外経費 （市単独 対象経費）	令和 5 年 2 月 1 0 日（金）までに支払いが完了する、その他業態転換を展開する上で必要となる経費 ・ 初期費用 免許取得費、登録料（フランチャイズ登録料等）、セミナー参加費 など ※免許取得などが必須の業態転換を展開する場合の障壁を解消するため ・ 運営経費 人件費、固定費（家賃・駐車場代等）、消耗品費 など ※事業を運営する上で特に負担増が見込まれる人件費、固定費などを補助することによりスムーズな運営を支援するため
-------------------------	--

- (6) 県補助の交付を受けない事業者（市単独補助）

- ① 令和 5 年 2 月 1 0 日（金）までに支払いが完了する以下の経費

※補助限度額は、50 万円

機械装置等費	事業遂行に必要な機械、装置、什器、備品等の購入、製造、改良、据付け等に要する経費
開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展又は商談会に参加するために要する経費

広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費
外注費	上記いずれにも該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費
その他 (市単 対象経費)	<p>その他業態転換を展開する上で必要となる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期費用 免許取得費、登録料（フランチャイズ登録料等）、セミナー参加費 など ※免許取得などが必須の業態転換を展開する場合の障壁を解消するため ・ 運営経費 人件費、固定費（家賃・駐車場代等）、消耗品費 など ※事業を運営する上で特に負担増が見込まれる人件費、固定費などを補助することによりスムーズな運営を支援するため

※ただし、「広報費のみ」や「人件費のみ」など、特定の経費のみを単独で申請することはできない。